

第176回国際研修（オンライン実施）
「包摂的な社会に向けた刑事司法」

1 日程及び参加者

- 令和3年11月15日（月）から同年12月9日（木）まで
- 海外参加者11か国17名

2 研修の課題及び実施方法

本研修では、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）に刑事司法の観点から貢献することを目標として、①効果的な被害者支援及び②起訴前、公判及び判決の各段階における、犯罪をした者の再犯を防止し、社会への再統合を促進するための効果的な方策について集中的に議論しました。

本研修は、新型コロナウイルスに関する情勢に鑑み、オンライン形式により実施しました。

3 研修の内容

(1) 講義

ア 実施形式

研修効果を最大化するために、外部講師が英語で行う講義（質疑応答を含む。）については、全てオンラインライブ形式により実施しました。他方で、主として日本との時差の大きい国から参加する研修参加者の仕事や家庭生活等との調整を図りやすくすることを念頭に、上記以外の講義については全面的にオンデマンド配信形式を採用しました。具体的には、事前収録した講義をオンデマンド配信して視聴させた上で研修支援システムを用いて質疑を提出させ、提出された質疑事項に基づいて質疑応答を収録した上でこれをオンデマンド配信することにより、オンデマンド配信によりながらも、研修参加者の便宜と双方向性との両立を図りました。

イ 講師及び講義内容

本研修では、事前課題として、教官による、日本の刑事司法制度に関する録画講義をオンデマンド視聴させ、研修支援システムを用いて質疑を提出させました。

そのほか、下記の外部講師を招き、本研修の主要課題に関する国内外の知見共有を図りました。

- (ア) ヴェラ・カシェンコ氏（国連犯罪薬物事務所 犯罪防止刑事司法担当官）

「拘禁措置の再考－再犯防止に向けた協働の推進を通じて」

- (イ) ジョナサン・クーパー氏（イングランド ケンブリッジシャー 刑事
法院判事）
「イングランド・ウェールズにおける非拘禁判決」
- (ウ) 武藤一誠氏（警察庁長官官房教養厚生課犯罪被害者支援室 課長補佐）
「警察による犯罪被害者支援」
- (エ) 本田裕一郎氏（東京地方検察庁総務部社会復帰支援室長 検察官検事）
「社会復帰支援室の取組」
- (オ) 富田さとこ氏（日本司法支援センター本部国際室長 弁護士）
「日本司法支援センターの活動」

(2) グループワーク

時差帯に応じて2つに分けたグループによるグループワークセッションを行いました。なお、一部のセッションについては全研修参加者が1つのセッションに集合する形式で実施し、研修参加者相互の知見の交換と議論の充実を図りました。

ア 個人発表

各グループ内で、研修参加者による各国の実務や課題に関する個人発表を行いました。異なるグループでの個人発表も参照できるように、全ての個人発表をテーマ別にオンライン上にアップロードし、セッション外に視聴できるようにしました。

イ 討議

上記2の主要課題である①効果的な被害者支援及び②起訴前、公判及び判決の各段階における、犯罪をした者の再犯を防止し、社会への再統合を促進するための効果的な方策の2点につき、各グループにおいて、研修参加者の課題を中心に討議が行われました。

まず、効果的な被害者支援については、各国の被害者保護法制や証人保護法制に違いがあることについて認識を共有し、これを議論の土台としました。その上で、各国における証人保護を含む二次被害防止策や、事件が被害者に与えた影響を量刑上適切に考慮するための被害者影響陳述の活用、未成年被害者や性犯罪の女性被害者といった特に脆弱性が高く配慮を要する被害者に対する法律扶助、修復的司法を通じた被害回復などについて、制度とその運用に関する紹介があり、これらの有用性と課題について議論されました。そして、各国において被害者支援のために採用されている制度は異なっているものの、刑事司法機関による二次被害の防止がまずは必要であり、捜査官や司法官が被害者に対して適切な接し方

をできるようにするための実務上の取組みと、それを実現するための研修の充実が、被害者が被害を届け出る際の障壁を引き下げ、被害者の協力を得て適切な捜査公判を遂行するために重要であることが共有されました。

また、起訴前、公判及び判決の各段階における、犯罪をした者の再犯を防止し、社会への再統合を促進するための効果的な方策については、犯罪をした者の社会復帰のための方策として、アルコールや薬物の問題を抱えているために犯罪をしてしまった者を専門に扱う法廷や、受刑者の社会復帰を促進するための各種の教育プログラムなどについて、各国の制度や運用が紹介されました。他方で、病的な小児性愛者や、純粋に経済的な利益を目的として詐欺等の犯罪を行う職業犯など、通常の処遇では十分な矯正効果を見込み難い類型の者が存在することなども議論され、矯正教育の効果が十分に見込める者を適切に見極めて処遇選択をすることの重要性が共有されました。他方、多くの国において、矯正教育を行う主要な場である刑務所が過剰収容の問題を抱えていて、受刑者に対する適切な矯正教育の妨げとなっている例が紹介されました。過剰収容の原因としては、不適切な逮捕勾留が多用されている、保釈の要件が厳しすぎる、判決において社会内処遇が十分に活用されていないなど、各国でそれぞれ異なる問題状況があることが紹介され、これを改善する必要性が共有されました。これに基づいて実務を改善する方策が議論されました。

(3) アクションプラン

上記の講義、個人発表及び討議に基づいて、各研修参加者の自国における課題への対応策をまとめ、各人が実行すべきアクションプランを最後に発表し、研修の総括としました。

4 研修参加者からのフィードバック等

研修参加者からは、関係施設を見学して実際の実務について見聞を深めたかったとか、インフォーマルな場面を含め研修参加者が相互に交流する時間がもっとほしかったとかといった観点から、来日での研修であればよりよかったとの声が多く聞かれました。他方で、オンラインで様々な知識を得ることができたとの感想も多く寄せられました。

5 担当教官の所感

SDGs や包摂的社会といった語や概念は、目にすることは増えたものの、刑事司法実務家の日常的な実務においては意識することが多くないものだと

思います。しかしこうした実務から一步引いたテーマについて、刑事司法の観点から考察を深め、実務とのつながりを意識することを通じて、刑事司法の本質や歴史、今後目指すべき方向性に思いを致すことは、刑事司法実務家が日々の実務を行う際の背景にあるべきマインドセットを涵養し、決まった正解がない解決困難な事案に当たる際や、新たな制度を構想しその運用を検討する際の道標となり得ます。その意味で、本研修には、明日すぐに役に立つテクニックや答えはありませんが、SDGsがターゲットとする2030年、今から10年後に向けたヒントはたくさんあったと思います。私自身、担当教官として本研修を企画立案するに当たり、様々な知見に触れ、自身のマインドセットをアップデートできたと感じています。研修員においても、本研修で得た知見を、各国における将来の刑事司法手続の発展のために活用していただければ、喜びに堪えません。